

内閣府本府人事評価実施規程

〔平成21年9月14日〕
〔内閣府訓令第42号〕

最終改正 令和7年内閣府訓令第25号

(総則)

第1条 内閣府本府の人事評価は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号。以下「政令」という。）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第2条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- 一 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）
- 二 実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員

(評価者、調整者、実施権者等)

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表1のとおりとする。

この場合、国際平和協力隊の隊員は、国際平和協力本部事務局に属するものとみなす。

- 2 実施権者は、別表1により評価者及び調整者を指定することが困難な場合には、大臣官房人事課長と協議の上、これと異なる者を指定することができる。
- 3 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、部内の職員に対して周知するものとする。

(人事評価記録書及び評語の基準)

第4条 人事評価は、別紙1「人事評価記録書」（以下「記録書」という。）を用いて実施するものとする。

- 一 別表2に掲げられた職員（以下「幹部職員」という。）に対する定期評価における能力評価 別紙1-1
- 二 幹部職員に対する定期評価における業績評価 別紙1-2
- 三 別表1に掲げられた機関の室長相当職以上の職員（幹部職員及び国際平和協力隊の隊員を除く。以下「管理職員」という。）に対する定期評価における能力評価 別紙1-3

四 管理職員に対する定期評価における業績評価 別紙1-4

五 幹部職員及び管理職員以外の職員に対する定期評価における能力評価 別紙1-5

六 幹部職員及び管理職員以外の職員に対する定期評価における業績評価 別紙1-6

七 特別評価 別紙1-7

2 人事評価の評語は、別紙2「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

(定期評価の実施)

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を単位として実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

一 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

二 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで

3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(自己申告)

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第7条 評価者は、全体評語及び個別評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整（別表1において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、その旨の確認を行うものとする。

4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第1項に規定する評価及び第2項に規定する調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第8条 評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望しない被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

- 2 前項の開示を行うに際して、評価者は、全体評語を付した理由その他参考となる事項を開示することができる。
- 3 評価者は、必要と認める場合には第1項に規定する全体評語の開示に加え、個別評語を開示することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあっては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあっては「C」、2段階評価の職員にあっては「乙」である場合には、当該全体評語を開示しなければならない。

(面談)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

- 2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、期末面談と合わせ、次期の期首面談を行うことができる。また、評価者の補助者（以下「評価補助者」という。）は、目標設定の補助等を行うことができる。
- 3 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。
- 4 評価者は、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期首面談又は期末面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別紙3「実施要領」で定める。

(定期評価についての異なる取扱い)

第10条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条、第7条第1項（個別評語に係る部分に限る。）、第8条第3項及び前条の規定を適用しない。

- 一 別表2に掲げる職にある職員
- 二 政令第19条第3号に規定する職員

(特別評価の実施)

第11条 特別評価は、条件付任用期間（条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。）中の職員に対して、能力評価により実施する。

- 2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。

3 特別評価は、次条及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(特別評価の手続)

第12条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。

- 一 条件付採用期間中の職員 第7条（個別評語に係る部分を除く。）
- 二 条件付昇任期間中の職員 第7条（個別評語に係る部分を除く。）及び第8条（第3項を除く。）

(人事評価記録書の提出及び保管)

第13条 実施権者は、記録書を第7条第3項に規定する確認を行った日から30日以内に任命権者に提出するものとする。

2 記録書は、任命権者が、別途定めるところに従い、実施権者の確認の日から5年間保管するものとする。

(職員の異動又は併任への対応)

第14条 職員の異動又は併任については、別紙3「実施要領」に従い、対応するものとする。

(苦情への対応)

第15条 職員の苦情への対応は、別表3のとおり「苦情相談員・苦情処理機関」を設け、別紙4「苦情対応要領」により行うものとする。

- 2 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

(細則)

第16条 この規程の施行に際し必要な事項は、事務次官が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 内閣府本府職員勤務評定実施規定（平成13年1月6日内閣府訓令第28号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前の評定期間中に係る勤務評定の手続及び記録については、なお従前の例による。この場合において、旧規定第6条中「12月1日」とあるのは「10月1日」と、第8条第1項中「11月30日」とあるのは「9月30日」とする。

附 則（平成23年1月6日内閣府訓令第1号）

この訓令は、平成23年1月6日から施行し、平成22年10月1日以後の人事評価について適用する。

附 則（平成24年7月12日内閣府訓令第21号）

この訓令は、平成24年7月12日から施行する。

附 則（平成26年5月29日内閣府訓令第29号）

この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（平成26年9月5日内閣府訓令第43号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日内閣府訓令第47号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月10日内閣府訓令第57号）

この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

附 則（平成27年4月1日内閣府訓令第21号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日内閣府訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月12日内閣府訓令第17号）

この訓令は、平成28年5月13日から施行する。

附 則（平成29年3月29日内閣府訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日内閣府訓令第20号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日内閣府訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月9日内閣府訓令第23号）

この訓令は、平成30年8月9日から施行する。

附 則（平成30年9月3日内閣府訓令第29号）
この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

附 則（平成30年9月20日内閣府訓令第30号）
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日内閣府訓令第3号）
この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則（令和2年7月31日内閣府訓令第18号）
この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日内閣府訓令第24号）
この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日内閣府訓令第6号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日内閣府訓令第25号）
この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月2日内閣府訓令第27号）
この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日内閣府訓令第7号）
1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第17条の規定による改正後の内閣府本府人事評価実施規程第2条第1号の規定を適用する。

附 則（令和7年6月26日内閣府訓令第25号）
この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

1 内部部局等

(1) 大臣官房等

被評価者	評価者	調整者	実施権者
<ul style="list-style-type: none"> ・事務次官 ・内閣府審議官 ・防災監 	内閣官房長官	—	内閣官房長官
官房長	事務次官	内閣官房長官	
<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案総括審議官 ・サイバーセキュリティ・情報化審議官 ・審議官 ・室長（指定職俸給表の適用を受ける職員） 	官房長	事務次官	内閣官房長官
課長相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・官房長 ・室長（指定職俸給表の適用を受ける職員が室長に充てられている場合に限る。） 	事務次官	事務次官
室長相当職の職員	課長相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・官房長 ・室長（指定職俸給表の適用を受ける職員が室長に充てられている場合に限る。） 	官房長
課長補佐相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・課長相当職の職員 ・室長（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。） 		
係長・係員相当職の職員	課長補佐相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・課長相当職の職員 ・室長（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政職俸給表(二)の適用を受ける職員 ・医療職俸給表の適用を受ける職員 			

備考：課長相当職以下の各官職（行政職俸給表（二）及び医療職俸給表の適用を受ける職員を除く。）については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」（平成21年3月31日内閣府訓令第17号）別表第1の1に定められた職制上の段階に相当するものとする。

(2) 上記以外の内部部局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
<ul style="list-style-type: none"> ・政策統括官 ・独立公文書管理監 ・局長 	事務次官	内閣官房長官	内閣官房長官
審議官相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・政策統括官 ・独立公文書管理監 ・局長 	事務次官	内閣官房長官
課長相当職の職員	審議官相当職の職員（該当する官職がない場合は、政策統括官、独立公文書管理監、局長又はこれに相当する官職（審議官相当の官職がない場合は官房長））	政策統括官、独立公文書管理監、局長又はこれに相当する官職（審議官相当の官職がない場合は官房長）	事務次官
室長相当職の職員	課長相当職の職員	審議官相当職の職員（該当する官職がない場合は、政策統括官、独立公文書管理監、局長）	政策統括官、独立公文書管理監、局長又はこれに相当する官職
課長補佐相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・課長相当職の職員 ・室長 		

係長・係員相当職の職員	課長補佐相当職の職員	・課長相当職の職員 ・室長	
-------------	------------	------------------	--

備考：課長相当職以下の各官職については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」(平成21年3月31日内閣府訓令第17号)別表第1の1に定められた職制上の段階に相当するものとする。

2 審議会等

被評価者	評価者	調整者	実施権者
・事務局長 ・事務局次長（指定職俸給表の適用を受ける職員）	官房長	事務次官	内閣官房長官
課長相当職の職員	事務局長	事務次官	事務次官
室長相当職の職員	課長相当職の職員	・事務局長 ・事務局次長（指定職俸給表の適用を受ける職員）	事務局長
課長補佐相当職の職員	課長相当職の職員		
係長・係員相当職の職員	課長補佐相当職の職員	課長相当職の職員	

備考：課長相当職以下の各官職については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」(平成21年3月31日内閣府訓令第17号)別表第1の2に定められた職制上の段階に相当するものとする。

3 特別の機関

被評価者	評価者	調整者	実施権者
・地方創生推進事務局長 ・知的財産戦略推進事務局長 ・科学技術・イノベーション推進事務局長	内閣官房長官	—	内閣官房長官
・科学技術・イノベーション推進事務局統括官 ・健康・医療戦略推進事務局長 ・総合海洋政策推進事務局長 ・国際平和協力本部事務局長 ・日本学術会議事務局長 ・官民人材交流副センター長	事務次官	内閣官房長官	内閣官房長官
・地方創生推進事務局次長 ・地方創生推進事務局審議官 ・知的財産戦略推進事務局次長 ・科学技術・イノベーション推進事務局審議官 ・健康・医療戦略推進事務局次長 ・宇宙開発戦略推進事務局長 ・宇宙開発戦略推進事務局審議官 ・北方対策本部審議官 ・総合海洋政策推進事務局次長 ・国際平和協力本部事務局長 ・日本学術会議事務局次長	・地方創生推進事務局長 ・知的財産戦略推進事務局長 ・科学技術・イノベーション推進事務局長 ・健康・医療戦略推進事務局長 ・官房長 ・副本部長（内閣府審議官） ・総合海洋政策推進事務局長 ・国際平和協力本部事務局長 ・日本学術会議事務局長 ・官民人材交流副センター長	事務次官	内閣官房長官

・官民人材交流センター審議官			
課長相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進事務局次長 ・知的財産戦略推進事務局次長 ・科学技術・イノベーション推進事務局審議官 ・健康・医療戦略推進事務局次長 ・宇宙開発戦略推進事務局審議官 ・北方対策本部審議官 ・総合海洋政策推進事務局次長 ・国際平和協力本部事務局次長 ・日本学術会議事務局次長 ・官民人材交流センター審議官 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進事務局次長 ・知的財産戦略推進事務局次長 ・科学技術・イノベーション推進事務局統括官 ・健康・医療戦略推進事務局次長 ・宇宙開発戦略推進事務局次長 ・副本部長(内閣府審議官) ・総合海洋政策推進事務局次長 ・国際平和協力本部事務局次長 ・日本学術会議事務局次長 ・官民人材交流副センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進事務局次長 ・知的財産戦略推進事務局次長 ・科学技術・イノベーション推進事務局次長 ・健康・医療戦略推進事務局次長 ・宇宙開発戦略推進事務局次長 ・副本部長(内閣府審議官) ・総合海洋政策推進事務局次長 ・国際平和協力本部事務局次長 ・日本学術会議事務局次長 ・官民人材交流副センター長
室長相当職の職員	課長相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進事務局次長 	
課長補佐相当職の職員	課長相当職の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略推進事務局次長 ・科学技術・イノベーション推進事務局審議官 ・健康・医療戦略推進事務局次長 ・宇宙開発戦略推進事務局審議官 ・北方対策本部審議官 ・総合海洋政策推進事務局次長 ・国際平和協力本部事務局次長 ・日本学術会議事務局次長 ・官民人材交流センター審議官 	
係長・係員相当職の職員	課長補佐相当職の職員	課長相当職の職員	

備考：課長相当職以下の各官職については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」(平成21年3月31日内閣府訓令第17号)別表第1の3に定められた職制上の段階に相当するものとする。

4 施設等機関

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	内閣官房長官	—	内閣官房長官
館長	事務次官	内閣官房長官	
経済社会総合研究所次長	所長	内閣官房長官	

総括政策研究官	経済社会総合研究所次長	所長	内閣官房長官
・部長 ・上席主任研究官	経済社会総合研究所次長	所長	所長
迎賓館次長	館長	事務次官	事務次官
京都事務所長	迎賓館次長	館長	館長
主任研究官	経済社会総合研究所次長	所長	所長
課長相当職の職員	・部長 ・迎賓館次長 ・京都事務所長	・経済社会総合研究所次長 ・館長 ・迎賓館次長	所長、館長
研究官	主任研究官	上席主任研究官	
課長補佐相当職の職員	・京都事務所長 ・課長相当職の職員	・部長 ・迎賓館次長	
係長・係員相当職の職員	・課長相当職の職員（京都事務所に限る。） ・課長補佐相当職の職員	・京都事務所長 ・課長相当職の職員	
上記以外の職員（行政職俸給表（二）の適用を受ける職員）	・課長相当職の職員（京都事務所に限る。） ・課長補佐相当職の職員	・京都事務所長 ・課長相当職の職員	

備考：課長相当職以下の各官職（行政職俸給表（二）を受ける職員を除く。）については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」（平成21年3月31日内閣府訓令第17号）別表第1の4の施設等機関等における職制上の段階に相当するものとする。

5 沖縄総合事務局

(1) 本局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
・事務局長 ・次長（指定職俸給表の適用を受ける職員）	官房長	事務次官	内閣官房長官
次長	事務局長	官房長	事務次官
部長	次長	事務局長	事務局長
課長相当職の職員	部長	次長	
・室長（課の下に置かれるものに限る。） ・課長補佐相当職の職員	課長相当職の職員	部長	
係長・係員相当職の職員			

備考：課長相当職以下の各官職については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」（平成21年3月31日内閣府訓令第17号）別表第1の5及び別表第7の部等設置広域管轄機関における職制上の段階に相当するものとする。

(2) 事務所等

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	部長	次長	事務局長

事務所課長相当職以上の職員	所長	部長	
事務所課長補佐相当職の職員	事務所課長相当職の職員 (事務所課長相当職の職員を置かない事務所にあつては所長)	所長(事務所課長相当職の職員を置かない事務所にあつては部長)	
事務所係長・係員相当職の職員			

備考：課長相当職以下の各官職については、「内閣府本府に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令」(平成21年3月31日内閣府訓令第17号)別表第1の6及び別表第1の7並びに別表第6のその他の機関における職制上の段階に相当するものとする。

(別表2)

内部部局等	大臣官房等	事務次官、内閣府審議官、防災監、官房長、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、室長(指定職俸給表が適用される者に限る。)
	上記以外の内部部局	政策統括官、独立公文書管理監、局長、その他指定職俸給表が適用される者
審議会等		事務局長、事務局次長等(指定職俸給表が適用される者に限る。)
特別の機関		地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、健康・医療戦略推進事務局長、宇宙開発戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局統括官、総合海洋政策推進事務局長、国際平和協力本部事務局長、日本学術会議事務局長、官民人材交流センター副センター長、次長、審議官、事務局次長、その他指定職俸給表が適用される者
施設等機関		経済社会総合研究所長、経済社会総合研究所次長、総括政策研究官、迎賓館長
地方支分部局		沖縄総合事務局長、沖縄総合事務局次長(指定職俸給表が適用される者に限る。)

苦情相談員、苦情処理窓口及び審理機関一覧

1. 苦情相談員

部局等		相談員	職員の所属
大臣官房		大臣官房人事課長、同課人事専門官、同課職員係長	大臣官房各課
内部部局（大臣官房を除く。）、審議会等、特別の機関		各部局人事担当課長、同課庶務担当課長補佐、同課庶務担当係長	内部部局（大臣官房を除く。）、審議会等、特別の機関
施設等機関	経済社会総合研究所	総務部総務課長、同課総務担当課長補佐、同課総務係長	経済社会総合研究所
	迎賓館	総務課長、同課総務担当課長補佐、同課総務係長 京都事務所長、京都事務所庶務課長、京都事務所庶務係長	迎賓館
沖縄総合事務局	本局	各部人事担当課長、同課庶務担当課長補佐、同課庶務担当係長	沖縄総合事務局本局
	事務所等	各事務所庶務担当課長、同課庶務担当課長補佐、同課庶務担当係長	沖縄総合事務局事務所等

2. 苦情処理窓口

部局等		窓口	職員の所属
内部部局、審議会等、特別の機関		大臣官房人事課職員係	内部部局
施設等機関	経済社会総合研究所	総務部総務課総務係	経済社会総合研究所
	迎賓館	総務課総務係 京都事務所庶務係	迎賓館
沖縄総合事務局	本局及び事務所等	総務部人事課任用係	沖縄総合事務局本局及び事務所等

3. 審理機関

部局等		審理機関（決裁権者）
内部部局、審議会等、特別の機関		大臣官房人事課職員係 （大臣官房人事課長）
施設等機関	経済社会総合研究所	総務部総務課総務係 （総務部総務課長）
	迎賓館	総務課総務係 （総務課長）
沖縄総合事務局	本局及び事務所等	総務部人事課任用係 （総務部長）